保保発0920第1号 令和 4 年 9 月 20 日

全国健康保険協会理事長 健康保険組合理事長 健康保険組合連合会会長 地方厚生(支)局長

殿

厚生労働省保険局保険課長 (公印省略 )

## 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者 の収入確認の特例の延長について

ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認については、新型コロナ ウイルス感染症のまん延防止に向けて、短期集中的にワクチン接種業務に従事する医 療職の方を確保する観点から、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医 療職の被扶養者の収入確認の特例について」(令和3年6月4日付け保保発0604第 1号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「令和3年6月課長通知」という。)及び 「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の 特例に関するQ&Aについて」(令和3年6月4日付け厚生労働省保険局保険課事務 連絡。以下「令和3年6月事務連絡」という。)を発出し、臨時の特例的な取扱いを 行っているところである。

本特例措置については、令和3年12月から新型コロナウイルスワクチンの追加接 種が実施され、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間が令和4年 9月末まで延長されたことから、その対象期間を令和4年9月末まで延長していると ころであるが、今般、令和4年9月半ば過ぎからオミクロン株対応ワクチンを使用し た追加接種が開始されることとなり、特例臨時接種の実施期間が令和5年3月末まで 延長されたことを踏まえ、引き続き医療職の方の確保に万全を期す必要があることか ら、本特例措置についても令和5年3月末まで延長することとした。具体的な取扱い については、令和3年6月課長通知及び令和3年6月事務連絡と同様であるので、貴 職におかれては適切に対応されたい。

また、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者以外の方についても、今般の 新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が 発生しうることから、「被扶養者の収入の確認における留意点について」(令和2年

4月 10 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)及び「被扶養者の収入の確認における留意点について(再周知)」(令和3年2月 12 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)において示した留意点に沿って、引き続き適切に対応いただきたい。

なお、この取扱いについては、厚生労働省年金局事業管理課、総務省自治行政局 公務員部福利課、財務省主計局給与共済課及び文部科学省高等教育局私学部私学行 政課とも協議済みであることを申し添える。